

エネルギー産業創出促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府は、蓄電池、水素・燃料電池等に関する研究開発等の取組みや大阪でのビジネス化をめざすプロジェクトの国事業の活用に向けた調査検討の取組みを支援することによりエネルギー産業の創出を図るとともに、エネルギー産業の進展と密接に関わりを持つ人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）等のデジタル技術関連ビジネスの実証実験を支援することにより新たな成長産業の創出と振興を図るため、予算の定めるところにより、エネルギー産業創出促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 府内企業

大阪府内に主たる事業所等を有する営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 府外企業

大阪府外に主たる事業所等を有する営利企業をいう（外国の法令に基づいて設置された法人企業を含む。）。

(3) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する事業を営む者であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

- 一 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの
- 二 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有するもの
- 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの

(4) 協力事業者

営利企業以外の事業者であって、次条第2号に規定する事業を営利企業と共同で行うものをいう。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条で定める目的に資する取組みのうち、次の各号に定めるものであって、知事が適当と認めたものとする。

(1) 府内企業による研究開発等

蓄電池、水素・燃料電池等に関する研究開発、試作開発、実証実験及び事業化に向けた取組み（大学等研究機関による実用化や事業化に欠かせないデータ収集・試験分析・評価等を含む。）

(2) 事業化調査検討

水素や蓄電池など、国の分野別投資戦略に位置づけられた分野において、大阪でのビジネス化をめざすプロジェクト（主として府内において展開されるものに限る。）の国事業の活用に向けた事業化構想の検討、事業化調査、検討会議の運営など

(3) デジタル技術関連ビジネスの実証実験

エネルギーに関連する先端技術等の実証実験であって、府内で実施するもの

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号については、次のいずれかに該当する者とする。
 - 一 現在事業を営んでいない者で、府内において創業を予定しているもの
 - 二 府内企業
- (2) 前条第2号については、補助事業を単独または共同で実施する次のいずれかに該当する者、及びこれらの者と共同して補助事業を行う協力事業者とする。
 - 一 現在事業を営んでいない者で創業を予定しているもの
 - 二 府内企業
 - 三 府外企業
- (3) 前条第3号については、次のいずれかに該当する者とする。
 - 一 現在事業を営んでいない者で創業を予定しているもの
 - 二 府内企業
 - 三 府外企業

(補助金の交付対象経費等)

- 第5条 知事は、別表1に掲げるもののうち、補助事業者が行う補助事業に必要なかつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の額は、次の各号のとおりとし、算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 第3条第1号については、500万円を限度とし、補助率は、中小企業者が補助対象経費の2分の1以内、それ以外の事業者が補助対象経費の3分の1以内とする。
 - (2) 第3条第2号については、300万円を限度とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内とする。
 - (3) 第3条第3号については、100万円を限度とし、補助率は、中小企業者が補助対象経費の2分の1以内、それ以外の事業者が補助対象経費の3分の1以内とする。
 - 3 補助事業者は、この補助金の交付対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付申請)

- 第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助金 事業計画書（第3条第1号については様式第1号別紙1、第3条第2号については様式第1号別紙2、第3条第3号については様式第1号別紙3）
 - (2) 要件確認申立書（様式第1-2号）
 - (3) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
 - 3 第3条第2号について、補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。ただし、代表者は、調査検討の対象となる事業を自ら行おうとする営利企業に限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の営利企業を共同事業者という。

(補助事業の内容等の変更申請等)

- 第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 補助事業を承継させるときは、知事の承認を受けること。

(2) 前号の承認を受ける場合において、当該補助事業を承継する者は、補助事業承継承認申請書（様式第5号）を知事に提出すること。

(変更承認の特例)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表1の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して20%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 前項の届出書を受領したときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、補助事業遂行状況報告書（様式第7号）を、当該補助金の交付の決定を受けた年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の11月30日までに補助事業を完了又は廃止したとき、または第3条第2号及び第3号に定める事項にあつては、この限りでない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第8号）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった大阪府の会計年度が終了した場合にあつては、当該会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(検査及び現地確認等)

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することができる。

(補助金の交付)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

ただし、補助事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付の決定通知を受け取った日以後、速やかに概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消しにかかる届出)

第14条 補助事業者は、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、該当事項届出書（様式第11号）により、知事に届け出なければならない。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、

これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間または次条第3項に規定する期間のいずれか長い方の間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書(様式第12号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(実施結果の事業化報告)

第17条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業に係る過去一年間の事業化状況について、毎会計年度終了後15日以内に事業化状況報告書(様式第13号)を知事に提出することにより報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業に係る事業化等を行う者を変更するときは、当該変更により補助事業に係る事業化等を行う者になろうとする者は、当該変更の日までに事業化等実施者変更承認申請書(様式第14号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(知的財産権に関する届出)

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明又は考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等(以下「知的財産権」という。)を、補助事業年度及び補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく知的財産権取得等届出書(様式第15号)を知事に提出することにより届け出なければならない。ただし、第3条第2号に定める事項にあっては、この限りでない。

(収益納付)

第19条 知事は、事業化状況報告書により、補助事業者において、当該補助事業の実施結果を基に事業化が図られたとき、又は知的財産権の譲渡、実施権の設定があったとき、その他当該補助事業の実施結果を他に供与したことにより収益が生じたと認められたときは、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を大阪府に納付させることができる。ただし、第3条第2号に定める事項にあっては、この限りでない。

(成果の発表)

第20条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に発表させることができる。

(その他必要な事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

3 この要綱の施行日前までにエネルギー産業創出促進事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合

については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

- 3 この要綱の施行日前までにエネルギー産業創出促進事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

別表1（要綱第5条第1項関係）

補助事業区分	経費区分	細目	補助対象経費の内容	備考
府内企業による研究開発等	研究開発費	開発事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費、市場調査等に要する経費	
		開発委託費	共同研究費、研究開発の一部を委託する経費	研究開発費の2分の1以内
		開発事務費	企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、展示会出展等に係る経費、弁理士の手続き代行費用などの知的財産権取得に関連する経費、その他経費	
	試験分析費		データ収集、試験分析、評価等に係る経費	
	実証実験費		実証実験に係る費用	
事業化調査検討	調査検討費	調査委託費	事業化に向けた調査検討の一部を委託する経費	
		調査検討事務費	企業・共同調査機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会場借上費、その他経費	
デジタル技術関連ビジネスの実証実験	実証実験費		実証実験に係る経費	

【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・ 振込手数料や汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費
- ・ 直接人件費に相当する経費